

論 説

表明保証責任に関する若干の考察

—判例を素材として—※

國 友 順 市

1. 問題の所在

いわゆる「表明・保証」（表明保証）責任をめぐる、近時、議論が盛んである。

表明保証とは、契約の当事者が一定の時点における事実・権利関係の存在・不存在を表明し、その内容が真実であることを保証することをいい、一定規模以上のM&A契約（事業譲渡、会社分割、株式譲渡等）においては、一定の事項について表明保証条項が置かれるのが、通常である¹。

しかし、表明保証は、英米法において発展した概念であり、日本の民商法には存在しない概念であるため、日本における表明保証の法的性質や要件、効果は従来必ずしも十分に論じられていない。

東京地判平成18年1月17日事件²は、株式譲渡契約書中の表明保証条項違反について、契約上の責任として補償を求めたケースであり、M&Aの世界では既に一般化した感のある表明保証条項ではあるが、その責任を追及したケースで判決まで至ったものは少なく、本件は、表明保証責任の諸問題について論じた我が国で初めての裁判例である。本判決が採用した基本的枠組みは、その後に現れた多くの判例評釈が、こぞってこれを基礎として分析・論評をなしたことから、その後の同種の事例の処理に大きな影響を及ぼしたものと思われる³。

本稿では、東京地裁平成18年1月17日判決を紹介し、その評釈を参考と

※武久征治教授の退職を記念して、これを捧げます。

しながら、表明保証責任の内容を概観し、さらに、表明保証責任を否定した東京地判平成22年3月8日判決を検討することにより、その法的性質論について若干の考察を行うものである。

2. 東京地裁平成18年1月17日判決

(1) 事実の概要

金融業等を営むX株式会社は、平成15年12月18日、やはり消費者金融業等を営む訴外A株式会社の全株式を、A社の株主であるY₁～Y₃（以下、「Yら」という）から譲り受ける旨の合意をした（以下、「本件株式譲渡契約」という）。本件株式譲渡契約は、同年4月頃からその交渉が開始され、Xは訴外B社に依頼して7月末から9月中旬までの間、及び11月下旬の2回にわたりデューディリジェンスを行った。その結果を受けて総額23億3000万円を譲渡価額とする本件株式譲渡契約が締結され、契約書には次のような条項が置かれていた。

「8条 表明、保証

Yらは、Xに対し、次の事項を表明、保証する。

7項 Aの財務諸表が完全かつ正確であり、一般に承認された会計原則に従って作成されたこと

8項 Aの平成15年10月31日の財務内容が上記貸借対照表のとおりであり、簿外債務等の存在しないこと……

12項 Aの役員及び従業員においては、Aの業務遂行及び資産保有について、法令、行政通達、定款等により必要とされる手続はすべて完了しており、またそれらの重大な違反は何ら存在しないこと

20項 本契約に至る前提として行われた、XによるAの財務内容、業務内容その他Aの経営・財務に関する事前監査（会計・法務に関する監査を含むがこれに限られない）において、通常の株式譲渡契約において信義則（股法 '12）44・4、322（1330）

上開示されるべき資料及び情報が漏れなく提示、開示されたこと及びそれらの資料及び情報は真実かつ正確なものであること

9条 担保責任

1項 Yらは、前条により規定された表明、保証を行った事項に関し、万一違反したこと又はYらが本契約に定めるその他義務若しくは法令若しくは行政規則に違反したことに起因又は関連してXが現実には被った損害、損失を補償するものとし、合理的な範囲内のXの費用（弁護士費用を含む）を負担する。」（以下、契約書8条の規定による表明保証を「本件表明保証」、9条1項による責任を「本件表明保証責任」という）

本件株式譲渡契約の譲渡価額は、A社の平成15年10月31日時点の貸借対照表に基づく簿価純資産額から算出されたものであったが、株式譲渡後になって、A社の財務諸表に不当な会計処理があったことが判明した。このためXは不当な会計処理及びそれに関する資料の不開示が本件表明保証に違反する行為であると主張し、契約書9条1項に基づく補償として3億500万円超とその遅延損害金を請求した。これに対しYは、Xが問題の会計処理について悪意であったか、または重大な過失によってこれを知らずに本件株式譲渡契約を締結したのであるから本件表明保証責任を負わないと反論した。

(2) 判決要旨 請求一部認容

「本件において、Xが、本件株式譲渡契約締結時において、わずかの注意を払いさえすれば、本件和解債権処理を発見し、Yらが本件表明保証を行った事項に関して違反していることを知り得たにもかかわらず、漫然これに気付かないままに本件株式譲渡契約を締結した場合、すなわち、XがYらが本件表明保証を行った事項に関して違反していることについて善意であることがXの重大な過失に基づく認められる場合には、公平の見地に照らし、悪意の場合と同視し、Yらは本件表明保証責任を免れると解する余地があるというべきである。

しかし、企業買収におけるデューディリジェンスは、買主の権利であって義務ではなく、主としてその買収交渉における価格決定のために、限られた期間で売主の提供する資料に基づき、資産の实在性とその評価、負債の網羅性（簿外負債の発見）という限られた範囲で行われるものである。」そしてBのデューディリジェンスの手法に特段問題はなく、また「Aが監査法人による監査を受けていたことからすると、BがAの作成した財務諸表等が会計原則に従って処理がされていることを前提としてデューディリジェンスを行ったことは通常の処理」といえる。さらに本件においては、特に「A及びYらがXに対して本件和解債権処理を故意に秘匿したことが重視されなければならない。以上の点に照らすと、Xが、わずかの注意を払いさえすれば、本件和解債権処理を発見し、Yらが本件表明保証を行った事項に関して違反していることを知り得たということはできないことは明らかであり、XがYらが本件表明保証を行った事項に関して違反していることについて善意であることがXの重大な過失に基づく」と認めることはできない。」

（3）表明保証とデューディリジェンスの関係

本件は、株式譲渡契約書中の表明保証条項違反について、契約上の責任として補償を求める事案であり、その責任を追及したケースである。本件のような株式譲渡契約に限らず、合併や分割を含めたM&Aには、長い交渉の過程があり、決して一様ではなく、一般的には交渉開始前や初期段階で秘密保持契約や誠実交渉義務を伴う基本契約を結び、その後対象企業の精査（デューディリジェンス）を行うようである⁴。

買収当事者間において株式譲渡契約を作成・締結するとしても、それに先立って買収会社のアドバイザー等による買収対象会社に関する「相当な注意（due diligence）」を払った事前調査が行われることがある。この調査のことをデューディリジェンス（買収監査ともいう）と呼んでいる⁵。M&Aの対象会社の実態を把握し、M&Aの決定に直接に影響を及ぼすよう

（龍法 '12）44 - 4, 324（1332）

な問題点を財務・法務・経営などの観点から抽出して、調査検討するのである⁶。

デューディリジェンスはM&A取引遂行の是非や取引条件を決定するために、対象企業の資産の实在性や負債の網羅性などを評価する調査活動を行い、しばしば専門家の助力を受けつつ行われる。事業の将来性や収益性などの経営を評価するビジネス・デューディリジェンス、財務状況の評価を行う会計デューディリジェンス、対象企業の法的問題点を評価するリーガル・デューディリジェンスのように区別して論じられることも多く⁷、この調査活動の結果を受けて対象企業の評価を含め、必要な取引条件を取り決めた契約書が作成されるが、この中にしばしば挿入されるのが表明保証条項であり、表明保証条項はしばしば上述のデューディリジェンスにかかる問題と組み合わせられる。

本件判旨にもあるとおり、買主側の行うデューディリジェンスは買主の権利として売主の協力の下で行われるものであるため、売主側から開示される資料・情報やそれを検討する時間・能力の十分性には常に疑問が残る。そのようなデューディリジェンスの限界を補うために、表明保証条項が利用されるというのである⁸。本件契約書8条にも見られるとおり、財務諸表の内容の正確性や適法性、対象企業の業務や役員の行為の適法性、売主から提供された情報の正確性・網羅性などといった内容が「表明」され「保証」されるのである。そしてこの表明保証に反する事実が判明した場合、何らかの「補償」を求められる。「表明保証違反」の効果としての「補償」の内容は、契約の解除を導くものから代金額の調整、損害の賠償などが考えられ、どんな違反行為がどのような補償を導くのかも別途事前に取り決める⁹。仮に表明保証条項がなかったり、不十分であったりしても、何らかの法的な主張、例えば瑕疵担保責任や詐欺・錯誤、不法行為などの主張を通じて、「補償」と同様の効果を導くことも可能であろうが、トラブル処理にかかる交渉に手間取ることは予想できる¹⁰。

「補償」の定め方は、英米契約実務の影響を受けた文言になっているため、本件契約書9条1項にあるとおり、表明保証違反の事実があれば、当事者の主観的態様、すなわち売主側の故意・過失や買主側の善意・悪意を問題視せず即損害賠償となっているように読める。しかし、日本法の下で請求するとき、当事者の主観的態様を排除できるのかは不明な点が多い。すなわち、本件契約書9条1項に基づく損害賠償請求の法的性質を債務不履行に基づく損害賠償請求ととらえると、契約書に当事者の主観的態様について触れていなくてもデフォルト・ルールとして債務不履行構成が採用されて、売主側の帰責性や買主の善意無過失が要求されかねない¹¹。本件判旨は一般論として悪意・重過失の買主が契約書9条1項に基づき請求することを認めない旨述べているが、この点に対する実務界の批判は強い。すなわち表明保証条項がデューディリジェンスの限界を補完する目的で挿入されている以上、買主に「知っていた・知るべきであった」ということを安易に要求するのは同条項の機能を無視することになりかねず、また「表明保証」の内容も様々であり、判旨の一般論が一人歩きすることには注意を要するとする¹²。

また表明保証条項違反に基づく補償責任の法的性質として瑕疵担保責任との類似性を示したり、あるいは買主の主観を排除する旨明示する契約条項の挿入を主張したりするものもある。さらに、本件は、「表明・保証条項に関する最初の判決であるという点では興味を引くが、本判決は表明・保証に独自の理論的価値を認めたものではなく、我が国の民法の一般原則に即して整然と処理をした点にこそ本判決の理論的重要性があり、実務的に見たときは、たとえ一定の定式化された表明・保証条項を契約中に入れたとしても、その条項は、他の損害担保約束と同様に、個別・具体的な契約ごとの解釈により内容と射程が確定されるものであることを示唆した点で意義を有する」との指摘もある¹³。

3 表明保証の沿革

昨今、我が国のローン、M&A、資産譲渡などに関する契約実務においては、英文契約書の影響を受けて、表明保条項が定められることが多いと言われる。表明保証条項の有用性としては、様々な案件の取引条件あるいは個別的事情を一定の契約法理の枠内に取り込むことができるため、各種取引における契約交渉や契約書の標準化には大きく貢献していることが挙げられている¹⁴。

表明保証は、英米法において発展した概念である。たとえば、アメリカについていえば、表明・保証は統一商法典（UCC）における明示的保証（express warranty）に相当するものであり¹⁵、表明・保証に付随する補償規定も我が国の民商法には存在しない損害補償責任といわれている¹⁶。

英米契約実務における表明保証（Representations and Warranties）の歴史的背景については、次のような指摘がなされている。それは、モンロー上のwarranty（担保責任、保証）やmisrepresentation（不実表示）の概念が起源と思われ、このうちbreach of warrantyは契約違反として処理され、補償のみが認められるのに対し、misrepresentationは契約に先行して契約締結に至らしめる不法行為であって、虚偽の表示をされた相手方は契約の締結自体を回避しようとされていたようである。そして、warranty、misrepresentationのそれぞれについては、膨大な件数の裁判例が蓄積され、判例法理が確立している。もっとも、昨今の米国契約実務では両者を特段区別しないというであり、これが我が国でも普及している表明保証条項の実務へつながっていったことは想像に難くない¹⁷、と。

日本法の契約実務において、いつ頃から表明・保証が用いられることになったか定かでないが、海外に進出した日本企業が欧米流の契約交渉を積み重ねた経験の中から、しだいに日本法の契約実務一般においても用いられるようになったものであり、特に、M&Aや証券化といった欧米（特に

アメリカ)が先行した取引手法については、日本には先例がなかったために、そのまま持ち込むことから始まり、盛り込まれた契約書には表明・保証条項が存在したために、当該部分についてもそのまま用いられたことであろうことは容易に想像できる¹⁸。

4 表明保証の意義および法的性質

(1) 表明保証の意義

表明・保証とは、契約を締結する際に、一方当事者が、一定の時点における契約当事者自身に関する事実、契約の目的物の内容等に関する事実について、当該事実が真実かつ正確である旨明示的に宣言・表明し、相手方に保証するものである。相手方は、当該事実が真実かつ正確であることを前提とし、これに依拠して価格を決定し、取引を行う¹⁹。

表明保証条項は、これのみが単独で規定されるというケースは少なく、むしろ、表明保証した事実が真実かつ正確でなかった場合に、これに起因または関連して生じる損害・損失等を賠償・補償等する旨の補償条項や、表明保証の内容に誤りがないことを前提条件とする旨の規定があわせて設けられることが多い。その他、取引形態・契約類型によっては、表明保証違反を期限の利益喪失事由や契約解除事由とする旨が規定されることもある²⁰。

他方、契約の目的物に関する売主の責任としては、民法上瑕疵担保責任が法定されている(民法570条・566条)。瑕疵担保責任についての民法の条文は任意規定であるため、従来から、契約書上も瑕疵担保責任の特則が定められることも多かった。そして、表明・保証条項を規定する契約書においても、特に不動産が契約の目的物である場合、表明・保証条項とは別途並列的に瑕疵担保条項を定める例が多く、この場合、それぞれの規定対象や要件・効果に重複・矛盾・抵触が生じているのではないと思われる

契約書も散見される²¹⁾。

M&A契約における表明保証については、①売主の担保責任の内容を特定する機能、②クロージングの前提条件として、買い手の撤退の途を確保し、または一たん決められた額の減額交渉を行なう挺子となる機能、③（表明保証の範囲の交渉の中で）売主の（表明保証の範囲を画する）自己申告によって買主がデューディリジェンスで発見できなかった問題を発見する機会を得るという、デューディリジェンスの補充機能があるとされている²²⁾。

このように表明保証に様々な機能が期待されていることに呼応して、効果面においても①表明保証違反の場合の損害賠償、②契約の効力発生のための停止条件・解除条件などが定められており、これら複数の効果が混在していることが表明保証を分かりにくくしているとの指摘もある²³⁾。

（2）表明保証の機能

表明保証の機能の一つは、契約当事者間のリスク分配機能にある。すなわち、表明保証をした契約当事者は、表明保証した事実については保証責任を負う一方、それ以外の事実については保証責任を負わないとすることにより、契約当事者の責任範囲を明確にするという機能である²⁴⁾。実務上は、この点を明確にするため、契約当事者は明示的に表明保証の対象とした事項以外の事項については何ら表明保証しない旨の条項が盛り込まれることもある²⁵⁾。

したがって、表明保証責任が規定された契約を締結した後に、民法1条2項に基づく信義則を根拠として、明示的に表明保証の対象とした事項以外の事項について、「黙示の表明保証責任」を認めることは、表明保証のリスク分配機能を損ない、契約当事者の合理的意思に反する結果となるおそれがある²⁶⁾。すなわち、契約当事者のリスク分配機能を十分に発揮するためには、表明保証に関する合意内容はすべて契約書に記載される必要があり、逆に契約書に記載されていない要件・効果が付加されることは差し控

えなければならならず、通常、このような考え方が当事者の合理的意思に合致する²⁷。

他方、情報提供義務が問題となるのは、まさに一方当事者に関する事実や契約の目的物の内容等に関する事実であり、契約上の表明保証の対象となり得る事実である。したがって、明示的に表明保証の対象とされていない事実について信義則上の情報提供義務を認めることは、実質的には「黙示の表明保証責任」を認めるに等しく、表明保証の上記機能を損なうおそれがある²⁸。なお、表明保証責任は特約に基づく担保責任の一種であると解する立場によれば、理論的に「黙示の表明保証責任」が認められる余地はないであろう²⁹。

(3) 表明保証の法的性質

表明保証責任は、日本の法制上明定された制度ではないためその法的性質については議論があり、債務不履行責任であると捉える見解もあるが³⁰、表明保証と瑕疵担保責任は、契約の目的物に関する売主の担保責任を規定する点においてきわめて類似していることから、民法上の瑕疵担保責任に類似した特約に基づく担保責任と捉える見解が一般的であり、売主の故意・過失の存在を前提とする債務不履行責任とは異なる性質を有する責任であると解されている³¹。

また、債務不履行責任説に対しては、表明保証違反に基づく責任は、契約書上のさらなる義務の存在やその不履行、故意・過失といった要素を前提としてはおらず、表明保証した行為自体に基づくものであるから、これを債務不履行責任と同一に解することは困難であるとの批判が寄せられている³²。

ただ、表明保証の対象となる事実には、売主において表明保証に違反していることを認識することが不可能な事実も含まれているものと考えられ、そのような場合には説明義務を観念できないと思われることから、表明保証責任自体を一般に債務不履行責任として説明することはやはり困難

であると思われる。したがって、表明保証責任の法的性質については、民法上の瑕疵担保責任に類似した特約に基づく担保責任と捉えるのが妥当であろう³³。

ただし、表明保証責任が、少なくとも以下の3点において民法上の瑕疵担保責任よりも保護の対象・範囲を拡大させている点には注意が必要である³⁴。

第1に、表明保証の対象となる事項の範囲は、契約の目的物だけにとどまらず、契約当事者自身や買収対象会社の所有資産についての表明保証など当該契約に関する事項およそ全般について及ぶのが通例であって、民法上の瑕疵担保責任と比べて、対象とする範囲が広範である。第2に、表明保証違反に基づく補償請求においては、民法上の瑕疵担保責任と比較して、請求する側の善意無過失が要求されない点で要件が、また、補償の範囲が信頼利益にとどまらないと解されている点で効果が拡大されている。第3に、表明保証違反に基づく責任の内容は、広い意味ではクロージングの前提条件を欠く要素になることや、ローン契約における期限の利益喪失事由になることなども含まれ、瑕疵担保責任のように、損害の賠償や契約解除だけにとどまるものではない。

以上、述べたように表明保証責任を、特約に基づく担保責任であると解する場合、表明保証に違反した場合の解除や損害賠償といった効果について規定する直接の根拠法条が存在しないため、予め売主が表明保証条項に違反した場合の効果を定める補償条項を定めておくことが望ましい。ただ、売主の表明保証違反が同時に、説明義務違反に基づく債務不履行責任や不法行為責任を構成する場合があることには注意が必要である³⁵。

これに対して、表明保証条項の法的性質について、これを損害担保契約の一種とする見解がある³⁶。すなわち、一定の事実の存在または不存在を保証し、存在しないものとされた事実が存在したとき、または、存在するものとされた事実が存在しなかったとき、損害担保契約の違反（債務不履

行)として処理すれば足り、その意味で、我が国ではとりたてて「表明・保証」などというカテゴリーを析出して、特殊の法理を展開する必要はなく、表明・保証の相手方の悪意・重過失という問題も損害担保契約一般において、担保事故とは何かという点を確定する際に、契約相手方の主観的認識面をどのように考慮するかという観点から問題となる事柄であり、それゆえ、ここでも表明・保証に特化した形ではなく、契約一般の問題として、当該条項の意味と射程を探求するのが適切である、と。

ただし、表明保証条項・補償条項を損害担保契約と解するとして、そこで担保することが約束されている損害の範囲と解するとして、これで担保することが約束されている損害の範囲や具体的な担保責任発生の要件については十分に論じられていない論点も残っている³⁷⁾。

5 表明保証責任が否定された裁判例

表明保証責任に関する裁判例は、まだ限られているが(①東京地判平19・7・26判タ1268号192頁、②東京地判平19・11・28判タ1283号303号、③東京地判平19・9・27判時1987号134頁、④東京地判平18・1・17判時1920号136頁など)³⁸⁾、今後の企業間取引において重要な論点となっていくものと予想される。次に紹介するのは、表明保証責任が問題となった事案において、その責任を認めなかった裁判例である(東京地判平成22年3月8日判決)。

(1) 事実の概要

1) Xが、Y₁ないしY₈(Y_ら)からその所有するY₉の発行済み株式の全部を譲り受ける旨の本件株式譲渡契約を締結し、Y_らのうち、Y₅ないしY₈については、譲渡代金が支払われ、名義もXに書き換えられているが、Y_らがいわゆる「表明保証」条項に違反したため、契約を解除したと主張して、Y_らに対し、Y₅ないしY₈に対して支払済みの譲渡代金5億9949万9100円及(龍法'12)44-4, 332(1340)

び遅延損害金につき、不当利得返還請求権に基づき、その連帯支払を求めるとともに、Y₉に対し、Xに名義が書き替えられたY₅ないしY₈の所有していた株式につき、その名義を元のY₅ないしY₈に戻す名義書換手続を求める本訴請求と、Yらのうち、Y₁ないしY₄が、本件譲渡契約に基づき、Xに対し、それぞれ未払いとなっている譲渡代金（Y₁ないしY₃につき、各1億0471万6000円、Y₄につき、8639万0700円）及び遅延損害金の支払を求める反訴請求とからなる事案である。

2) 本件株式譲渡契約は、平成20年7月31日、XとY₆との間で取り交わされたY₆を中心とする乙グループが保有するY₉の発行済み株式の全部をXを中心とする甲グループに譲渡することに関する基本合意書に基づいて締結されたものであるが、次のような定めがあった。

1 Yらは、Xに対し、Yらが保有するY₉の株式合計3万8200株（本件株式）を1株当たり2万6179円で売り渡す。

2 Y₉の平成19年9月30日現在の修正貸借対照表における財産状況と本件株式の譲渡の実施日（譲渡日）の財産状況に10%を超える変動があった場合（修正貸借対照表上の財産内容に誤りがあった場合を含む。）には、X及びYらは、それぞれ相手方に対して譲渡代金額の調整を請求することができる。

3 Yらは、Xに対し、本件株式譲渡契約締結日及び譲渡日において同契約書八条各号の事項（例えば、次の①ないし③）を表明し保証する。

① XがY₆から交付を受けたY₉の本件株価算定書の重要な点において虚偽がないこと

② 平成19年9月30日以後、Y₉の財政状態に悪影響を及ぼす重要な事実が生じていないこと

③ Y₉の平成19年9月30日現在の修正貸借対照表について引当不足が存在しないこと

4 Xは、前記3によりYらが表明保証した事項に関し、虚偽があり、又は

重大な事項が不正確であった場合、直ちに本件株式譲渡契約を解除することができる。

Xは、①本件株価算定書の重要な点において虚偽があったこと、②Y₉の財政状態に悪影響を及ぼす重要な事実が生じたことを理由に本件株式譲渡契約を解除したと主張して、本訴を提起した。

(2) 判決要旨 本訴請求棄却、反訴請求認容（控訴）

本判決は、その認定事実を踏まえ、Xの主張について仔細な検討を加えた結果、要するに、本件株価算定書の重要な点において虚偽があった旨のXの主張はいずれも採用できないし、また、Y₉の財政状況に悪影響を及ぼす重要な事実が生じた旨のXの主張もいずれも採用できないとして、本件株式譲渡契約の解除権（解除原因）があることを前提とするXの本訴請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がないとして、これを棄却し、他方、Y₁ないしY₄の反訴請求については、Xには本件株式譲渡契約を履行する意思のないことが明らかであるから、Y₁ないしY₄は、履行の提供をすることなく、本件株式譲渡契約に基づき、Xに対し、前記譲渡代金及び遅延損害金の支払を求めることができるとして、これを認容した。

6 結びに代えて

東京地判平成22年3月8日判決は、表明保証責任が問題となった事案において、その責任を認めなかった裁判例である。表明保証条項に違反した旨のXの主張が結局のところ採用されなかったというにすぎず、その結論の当否は本判決の認定判断の是非に帰するにとどまる。

表明保証責任を認めるとしても、結局は、当該表明保証の内容や交渉過程における事情などを、どの程度裁判の過程で取り上げるかにもよるであろう。その意味においては、表明保証責任を認めた東京地裁平成18年1月

17日判決も、逆にそれを否定した東京地判平成22年3月8日判決もともに事例判断にとどまると言えよう。

表明保証責任は、今後の企業間取引において重要な論点となっていくものと予想されるが、その法的責任については、前述したようにこれを損害担保契約の一種と解する見解もあり、いまだ確立した理論とはいえない。

我が国で表明保証責任を認めるか否か、それとも従来の解釈論の射程範囲内で解決すべきものなのか、解決すべき問題も多い。

表明保証責任に関しては、我が国では、研究の端緒についたばかりである。目下、表明保証条項範囲や条件、「前提条件」その他、表明保証に付随関連して詳細な検討がなされており³⁹、今後さらなる研究の蓄積が期待される。

- 1 新川麻「M&A契約の概説」西村総合法律事務所編『M&A法大全』523頁、江平亨「表明・保証の意義と瑕疵担保責任との関係」弥永真生=山田剛志=大杉謙一編『現代企業法・金融法の課題』82頁以下。金田繁「表明保証条項をめぐる実務上の諸問題（上）（下）—東京地判平18. 1. 17を素材として」金法1771号43頁以下、1772号36頁以下、同「表明保証に関する裁判例を踏まえた実務上の方策—「前提条件」に関する補足を含めて—」金法1778号27頁以下参照。
- 2 判時1920号136頁、判タ1230号20頁。
- 3 小林量・商法〔総則・商行為〕裁判百選5判50頁、高橋実加・重判解平成19・115頁、森倫洋・M&A判例の分析と展開196、潮見佳男「金融判例研究17」金法1812号67頁、藤原俊雄・判タ1243号35頁、若松亮・判タ1259号65頁、堂園昇平・金法1772号4頁、金丸和弘・NBL830号4頁、岡山真哉・金判1239号2頁、金田繁・金法1771号43頁、同・金法1772号36頁、牧山市治・金法1805号4頁、水島浩・立命館法学307号285頁、ドイツの議論を紹介するものとして渡邉拓「企業買収契約における表明・保証違反と重過失免責—東京地裁平成18年1月17日判決を素材として—」横浜国際経営法学19巻2号。
- 4 高橋・前掲注3）116頁。
- 5 藤原・前掲注3）38頁、マイケル・J・コーパー「企業買収におけるデューディリジェンスの役割」商事1260号24頁以下。
- 6 藤原・前掲注3）38頁、村田英孝・M&Aの法務19頁、清水雅人「財務に関するデューディリジェンスの実務」JICPAジャーナル568号54頁、水島浩・前掲3)

- 293頁、KPMG FAS編・戦略的デューディリジェンスの実務」30頁以下等。
- 7 高橋・前掲注3) 116頁、西村総合法律事務所編・M&A法大全695頁、玉井裕子ほか「企業買収とDue Diligence」自由と正義50巻10号108頁等参照。
- 8 高橋・前掲注3) 116頁、川村彰志「M&Aにおける表明・保1正条項の重要性」金法工723号1頁。
- 9 高橋・前掲注3) 116頁。
- 10 高橋・前掲注3) 116頁、大阪地判平成4・9・17判タ832号146頁、東京高判平成8・12・18金法1511号61頁、東京地判平成15・1・17判時1823号82頁等参照。
- 11 高橋・前掲注3) 116頁。
- 12 高橋・前掲注3) 116頁。
- 13 潮見・前掲3) 70頁。
- 14 金田・前掲注1) 実務上の諸問題(上) 43頁。
- 15 U.C.C. Sec.2-313。ただし、当該規定は不動産売買に関するものであり、不動産は規定の対象外である(江平・前掲・注1) 86頁注9)。
- 16 高橋聖=萩尾幸司「株式売買契約書における論点(下)」marr109号15頁、新川・前掲注1) 538頁。
- 17 金田・前掲注1) 実務上の諸問題(上) 44頁。
- 18 金田・前掲注1) 実務上の諸問題(上) 44頁。
- 19 江平・前掲注1) 82頁。
- 20 篠原倫太郎=青山大樹「出資契約における前提条件と表明保証の理論的・実務的諸問題(上)」金融・商事判例1370号8頁。
- 21 江平・前掲注1) 83頁。
- 22 若松・前掲注3) 67頁、新川・前掲注1) 523頁。
- 23 若松・前掲注3) 68頁、金田・前掲・注1) 44頁参照。
- 24 江平・前掲注1) 88頁。
- 25 金丸・前掲注3) 45頁。
- 26 金丸・前掲注3) 45頁。
- 27 江平・前掲注1) 88頁。
- 28 金丸・前掲注3) 45頁。
- 29 金田・前掲注1) 実務上の諸問題(上) 48頁参照。
- 30 岡内真哉「表明保証違反による補償請求に際して、買主の重過失は抗弁となるか」金判1239号2頁。
- 31 若松・前掲注2) 68頁、堂園・前掲注2) 5頁。
- 32 金田・前掲注1) 実務上の諸問題(上) 45頁、若松・前掲注2) 68頁。
- 33 若松・前掲注3) 68頁。
- 34 若松・前掲注3) 68頁。
- 35 若松・前掲注3) 68頁。
- 36 潮見・前掲注3) 69頁。渡邊博巳「M&A契約における表明保証と契約当事者の補償責任—損害担保契約の一類型としての整理」NBL903号64頁、青山大樹

「英米型契約の日本法解釈に関する覚書（下）NBL894号75頁。

37 篠原＝青山・前掲注19）10頁。

38 判例の紹介・検討は、藤原俊雄・金商1284号71頁以下、金田和弘・NBL879号40頁以下、稲田和也・判タ1268号67頁以下参照。

39 金田・前掲注1）文献および篠原＝青山・前掲19）文献参照。